

介護保険だより

令和2年2月号

群馬県国民健康保険団体連合会

「介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ」出力情報追加について

令和2年1月審査決定分から、「介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ」に、各サービス種類及び介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算それぞれの加算額の小計が追加出力されます。出力形式は下図をご参照ください。

国保連合会→事業所

介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ 令和2年1月審査分

令和2年2月6日

〇〇〇国民健康保険団体連合会

事業所番号	9000000010
事業所名	事業所1

証記載 保険者番号	証記載保険者名	被保険者番号	被保険者名	サービス 提供年月	サービス種類 コード	サービス種類名	通常/ 過誤	加算 区分	サービス単位数	単位数 率価	加算額
900010	〇〇市	0000000001	ヒケナンシャ1	2019/12	11	訪問介護	通常	処遇	123	10.00	1,230
900010	〇〇市	0000000001	ヒケナンシャ1	2019/12	11	訪問介護	通常	特定	80	10.00	800
900010	〇〇市	0000000002	ヒケナンシャ2	2019/12	A1	訪問型みなし	通常	処遇	123	10.00	1,230
900010	〇〇市	0000000002	ヒケナンシャ2	2019/12	A1	訪問型みなし	通常	特定	80	10.00	800
900010	〇〇市	0000000003	ヒケナンシャ3	2019/12	A2	訪問型独自	通常	処遇	123	10.00	1,230
900010	〇〇市	0000000003	ヒケナンシャ3	2019/12	A2	訪問型独自	通常	特定	80	10.00	800
900010	〇〇市	0000000004	ヒケナンシャ4	2019/09	11	訪問介護	過誤	処遇	-120	10.00	-1,200
900010	〇〇市	0000000004	ヒケナンシャ4	2019/09	11	訪問介護	通常	処遇	123	10.00	1,230
900010	〇〇市	0000000004	ヒケナンシャ4	2019/12	11	訪問介護	通常	処遇	123	10.00	1,230
900010	〇〇市	0000000004	ヒケナンシャ4	2019/12	11	訪問介護	通常	特定	80	10.00	800
900010	〇〇市	0000000005	ヒケナンシャ5	2019/12	11	訪問介護	通常	処遇	137	10.00	1,370
900010	〇〇市	0000000005	ヒケナンシャ5	2019/12	11	訪問介護	通常	特定	63	10.00	630
900010	〇〇市	0000000006	ヒケナンシャ6	2019/11	11	訪問介護	過誤	処遇	-137	10.00	-1,370
900010	〇〇市	0000000006	ヒケナンシャ6	2019/11	11	訪問介護	過誤	特定	-63	10.00	-630
900010	〇〇市	0000000007	ヒケナンシャ7	2019/11	11	訪問介護	通常	処遇	274	10.00	2,740
900010	〇〇市	0000000007	ヒケナンシャ7	2019/11	11	訪問介護	通常	特定	126	10.00	1,260
	小計				11	訪問介護		処遇			5,230
					11	訪問介護		特定			2,860
					A1	訪問型みなし		処遇			1,230
					A1	訪問型みなし		特定			800
					A2	訪問型独自		処遇			1,230
					A2	訪問型独自		特定			800
											12,150

※加算区分欄の「処遇」には、「介護職員処遇改善加算」
※加算区分欄の「特定」には、「介護職員等特定処遇改善加算」

サービス種類ごとに、介護職員処遇改善加算・
介護職員等特定処遇改善加算の加算額小計が追
加出力されます。

請求明細書・給付管理票の重複エラーによる返戻について

「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」の備考欄に「AN」で始まるコードが表示されているとき、その請求明細書又は給付管理票は重複エラーにより返戻になっています。その対応方法等は以下のとおりです。

1 請求明細書について

(1) エラーコード「ANN2」

同一月に、同一利用者の請求明細書が複数回提出された場合、2回目以降に受け付けた請求明細書に対して発生します。

最初に受け付けた請求明細書が支払いの対象となりますので、全く同じものを提出した場合、返戻になった請求明細書について、その後の対処は不要です。

ただし、1回目の請求内容を訂正するつもりで、2回目以降を提出された場合は、市町村に請求の取下げ（過誤申し立て）を依頼し、介護給付費過誤決定通知書で結果を確認してから再請求を行ってください。

(2) エラーコード「ANN4」

既に支払いを受けている請求明細書が再度提出された場合に発生します。誤って再度提出した場合、その後の対処は不要です。

なお、既に支払いを受けている請求明細書を修正する場合は、(1)同様、市町村に請求の取下げを依頼し、介護給付費過誤決定通知書で取下げの結果を確認してから再請求を行ってください。

2 給付管理票について

(1) エラーコード「ANNO」

同一月に、同一提供年月で同一利用者の給付管理票を複数回提出された場合に発生します。

最初に受け付けた給付管理票が支給限度額管理の対象となりますので、返戻になった給付管理票の対処は不要です。

ただし、1回目の提出内容を訂正するつもりで、2回目以降を提出された場合は、翌月以降に作成区分「修正」の給付管理票を提出してください。

(2) エラーコード「ANNJ」

給付管理票が確定している状態で、作成区分「新規」の給付管理票を提出した場合に発生します。

給付管理票を修正する場合は、作成区分「修正」で提出してください。

(3) エラーコード「ANN7」

サービス事業所の請求明細書の取下げ（過誤）処理と同じ月に作成区分「修正」の給付管理票を提出した場合に発生します。過誤処理と給付管理票の修正を同じ月に行うことはできません。翌月以降に再提出をしてください。



お問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
受付時間 8:30～17:15（12:00～13:00を除く）
ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

